

チケットを払い戻さず寄附することをお考えの方へ

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケット払戻しを受けない(放棄する)ことを選択された方は、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇(減税)を受ければ、チケット代の一部が戻ってくる新たな制度を創設しました。

皆さんが応援するチーム・アスリートやアーティストなど、文化芸術・スポーツにかかわる方々を応援したい、そんな「想い」を支える新しい制度です。

寄附控除適用までの具体的な流れ

STEP 1

主催者などがイベントの指定を受けた旨を公表します。

▶本制度は主催者がイベントの指定を受けることが必要であり、要件を満たす全てのイベントが自動的に対象になるものではありません。

▶参加イベントが対象となっているかについては、必ず文化庁・スポーツ庁のHP(申請中イベント、指定イベントの一覧を公表)あるいは主催者のオフィシャルサイトをご確認ください。

※目下体制を縮小している主催者団体も多くございますので、お電話などによる直接のお問い合わせの前に、必ず公表情報をご確認ください。

STEP 2

①主催者に払戻しを受けない意思を連絡します。

▶主催者指定の方法にて、払戻しをしない旨を連絡してください。

▶その際チケット原本が必要な場合もありますので、**お手元のチケットは必ず保管しておくようにしてください。**

②主催者から2種類の証明書をもらいます。

▶主催者から「**指定行事証明書**」、「**払戻請求権放棄証明書**」の2種類の証明書が届きますので、大切に保管してください。

STEP 3

翌年2月中旬～3月中旬に確定申告を行います。

▶STEP 2-②で主催者から交付を受けた2種類の証明書を、確定申告書や他の必要書類と共に税務署に提出します。

※確定申告はe-Taxが便利です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

※年末調整の対象とはなりませんので、税務署での申告が必要です。

※年間で合計20万円までのチケット代金分が、この制度の税優遇の対象となります。

よくあるご質問

Q1 既に払戻しを受けていたら、対象にならないのですか？

▶既に払い戻してしまっていたとしても、主催者に対して、その払戻分を寄附することを連絡し、その後、実際に寄附を行えば、対象となります。

▶詳しい手続き方法については、主催者にお問い合わせください。

※法律の施行から9か月以内に、上記の払戻分の寄附を行っていただく必要があります。なお、法律の成立から6か月が経過した後に払戻しを受けた場合は特例の対象となりませんので、ご注意ください。

Q2 学生なので所得税を納めていません。その場合は対象にならないのですか？

▶今回の特例の対象者は、チケット代金を負担した者となりますので、あなたのチケット代金を親(納税者)が負担している場合には、その方が寄附金控除を受けることとなります。

▶なお、主催者への申請は、チケット購入者が行うこととなりますので、チケット購入者とチケット代金の負担者が異なる場合には、申請書にチケット代金を負担した者の氏名とその方が放棄した金額を記載してください。

Q3 どのくらい減税されますか？

▶「寄附」合計額から2,000円を引いた額の40%分に当たる金額が、所得税から減税されます(税額控除方式の場合)。(お住まいの自治体が指定したイベントについては、さらに最大10%分が住民税から減税されます。)

▶例えば、10,000円のチケット代金を払い戻さずに寄附をすることとした場合、最大で4,000円の減税となり、お手元に返ってきます。(お住まいの自治体が指定したイベントの場合)

※所得額から寄附額を差し引く所得控除方式を選択することも可能ですが、多くの方は上記の税額控除方式の方が減税額が大きくなります。

※「寄附」合計額は、今回の特例以外の既存の寄附金税制の対象寄附も含めた合計金額となります。

Q4 確定申告はいつまでにどこに何を持参すればよいですか？

▶確定申告は翌年2月中旬～3月中旬に、各地の税務署にて受け付けています。(還付申告は、申告する年分の翌年1月1日から5年間はいつでもできます。)

▶本税制に関する2種類の証明書のほかに、マイナンバーカードなどの本人確認書類、申告する年分の給与所得の源泉徴収票などが必要です。詳しくは、所轄の税務署等にお問い合わせください。

問合せ先

相談メールアドレス ticket-kifu-soudan@mext.go.jp



文化庁 本件税制担当
03-5253-4111 (内線:4855)



スポーツ庁 本件税制担当
[観戦チケットの払戻しについて] 03-5253-4111 (内線:2686)
[イベント参加料の払戻しについて] 03-5253-4111 (内線:2688)